

PTA共済たより

令和7年 9月10日
(一般財団法人) 熊本県PTA教育振興財団
発行責任者 松島 雄一郎
〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7
(熊本県総合福祉センター4F)

理事長挨拶



一般財団法人
熊本県PTA教育振興財団
理事長 松島 雄一郎

日頃よりPTAをはじめ学校関係者の皆様には大変お世話になっております。本年6月より新しく理事長を務めることとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

財団が運営しております「PTA共済」では、県内多くの学校にご加入いただいております。皆様方のご理解とご協力のおかげで、ケガをされた児童・生徒・保護者や教職員の皆様へ共済金の給付を行っております。

また、皆様からの掛金が基となり、共済ご加入の学校に対しAEDの貸与、地域子ども見守り事業などの助成も行うことができております。

今後もこのような相互扶助制度を続けていけるよう運営に力を注いでまいります。引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

★PTA共済とは？

小さな掛金で手厚い共済金を給付する制度です



給付対象となるのは？

P災コース (児童・生徒)

学校教育活動中での事故により死亡・後遺障害・登下校における交通事故・
歯科補てつ保険外治療等が必要なもの

PTA活動中での事故により死亡・後遺障害・負傷・活動参加における交通
事故・活動中の急性の疾病等

安互コース (PTA会員)

PTA活動・学校行事参加中での事故により死亡・後遺障害・負傷・突然死・
交通事故・急性の疾病等

※物損は対象外です (メガネや自転車等の破損など)

加入するには？

契約者 (学校PTA) を通して、加入することができます

令和6年度報告

共済事業

《共済たよりの発行、ホームページ管理》

財団の事業・会計の報告、共済の加入・給付状況、共済からのお知らせなどについて、年1回の共済たよりを発行しています。ホームページでは、共済規程、各種申請様式、共済に関する案内などを掲載しており、加入や事故の発生時・給付申請時には掲載された様式をご利用いただけるようになっていきます。共済に関する案内は、単位PTAでの説明会などでご使用できます。(1,648,488円)

《共済の手引き・チラシの配布》

共済契約者となる単位PTAに、年度始めに加入ご案内のチラシを、ご加入の単位PTAには共済の手引きを5部ずつ、お届けしています。(手引き3,130部、チラシ210,990枚作成)(2,151,625円)

《子ども見守り支援》

子どもたちの通学中の事故や事件は減ることがありません。県内の小学校区単位で実施されている子どもたちの見守り活動への助成をする「子ども見守り支援事業」を実施しています。県下の313校に、それぞれ3万円を上限とする支援を行っています。児童の安全を確保するために、共済にご加入でない学校についても、同様に支援をしています。(総額 9,390,000円)

《体力づくり実践研究支援》

熊本県・熊本市教育委員会指定の学校へ、研究助成をしています。
 宇城市立河江小学校(2年目) 100,000円
 合志市立合志楓の森小学校(1年目) 100,000円
 水俣市立水俣第二中学校(1年目) 100,000円
 熊本市立白川小学校(1年間) 100,000円

《学校安全対策研究支援》

熊本県教育委員会指定の学校へ、研究助成をしています。研究期間は2年間で1年ごとに支援をしています。
 球磨村立球磨清流学園(1年目) 100,000円
 熊本県立熊本西高等学校(2年目) 100,000円

《PTA諸団体への広報活動支援》

PTA諸団体で実施される事故防止啓発活動、共済制度の広報活動について、共済事業の一環として支援をしています。また、年度始めには共済についての説明会を開催しています。ご希望があれば、共済についての説明に伺うことも出来ますのでご相談下さい。
 熊本県PTA連合会 500,000円
 熊本市PTA協議会 300,000円
 熊本県公立高等学校PTA連合会 300,000円
 都市PTA団体(計) 1,000,000円
 熊本県PTA連合会研究大会阿蘇大会袋代 99,000円
 計 2,199,000円

公益目的事業

《事業・団体への助成》

熊本県下の児童生徒等の健全育成に必要な事業、学校活動に関わる保護者の安全確保のために実施される啓発・調査・研究・対策等に関する事業などに対して、共済事業とは別に、財団の公益目的事業として県の認定を受けた団体が主催する事業に助成をしています。それぞれの事業を主催する団体で、大会や研修会等の参加者の安全確保のために使われています。

団体・事業への助成事業一覧(公益目的)	
熊本県中学校体育連盟	2,000,000円
熊本県高等学校体育連盟	1,500,000円
スペシャルオリンピックス日本・熊本	100,000円
熊本市退職校長会	100,000円
熊本市養護教諭会	60,000円
熊本県障害児・者親の会連合会	100,000円
熊本県公立高等学校PTA連合会九州大会	1,000,000円
指定都市PTA情報交換会熊本市大会	300,000円
熊本県PTA連合会	1,500,000円
熊本市PTA協議会	635,000円
熊本県公立高等学校PTA連合会	290,000円
熊本県私立中学高等学校保護者会	155,000円
熊本県特別支援学校PTA連合会	170,000円
都市PTA団体	2,615,000円
(計)	10,525,000円

《特別支援学校助成事業》

障がいのある子供たちの読書活動を支援する事業として、特別支援学校の読書環境の充実に向け、毎年助成をしています。令和6年度は応募のあった18校に対して助成をしました。読み聞かせなどの実施に必要な経費として使われています。(総額 674,647円)

財団の会計状況

《財団支出の内訳》

財団の会計は、公益目的事業、共済事業、法人会計の3つに分かれています。ご加入の皆様よりいただいた掛金は、共済事業と法人会計に使用され、公益目的事業にかかる費用は、財団の公益目的会計より支出しています。

健全育成支援(公益目的事業)	助成金等	11,909,862円
共済事業	共済金給付	20,702,000円
	文書料・支払手数料	2,425,233円
	助成金	12,189,000円
	救命救急(AED)費	20,155,300円
	印刷製本費	4,105,803円
	会議・交通費・謝金	3,507,892円
	人件費等	17,561,522円
	消耗品・賃借料等	1,303,792円
	委託料	2,123,000円
	I BNR 備金繰入*	3,128,609円
	救命救急引当金繰入	-10,155,300円
	雑費	248,121円
原価償却費	404,302円	
計	77,699,274円	
法人会計	会議費・事務経費	9,691,211円
総計		99,300,347円

※I BNR(既発生未報告支払) 備金中に保険事故は発生しているがまだ報告を受けていないものを支払備金として計上するよう法律上定められた保険事業特有の繰入金となります。

《財団収入》

共済掛金収入(純掛金+付加掛金+法人運営費)	126,079,572円
財産等運用収益(利息)	1,066,853円
収入合計	127,146,425円

共済の給付状況に関し、現時点では安定して推移しており健全に運営が行われています。ご加入の皆様及び共済契約者である単位PTA皆様のご理解とご協力の賜物と存じます。



教科体育に関する実践的研究
宇城市立河江小学校

AEDの設置について

財団では安全普及啓発活動の一環として、PTA共済ご加入の学校へAED(自動体外式除細動器)を貸し出し設置いただいております。

また、財団には複数のAEDを常備しております。大規模なスポーツ大会等の開催時には期間中の貸し出し(無料)も行っておりますので、事前に財団までご申請ください。

なお、AED購入費用には皆さまよりお預かりした共済掛金が基となっており、まさに相互扶助の精神に立つ共済制度を活用する形となっております。

ぜひ、各学校にて使い方や設置場所をご確認いただき、引き続き共済にご加入いただくようお願い申し上げます。
 ※AED使用時のパッド交換や定期的なパッド・バッテリー交換の費用も財団が負担します。



AEDを使用して一命を取り留めたケースが複数報告されています



熊本県PTA共済

P災コース (児童・生徒)

R6年度県内加入者

約173,000名

安互コース (保護者)

R6年度県内加入者

約137,000世帯

P災コース

小中学校の児童生徒 500円 (年額)
 高等学校の生徒 800円 (年額)
 部活動指導者 500円 (年額)

安互コース

PTA会員(保護者・教職員等) .. 150円 (年額)
 PTA活動の指導者・支援者 ... 150円 (年額)

給付対象となるのは以下の通りです

P災コース 児童・生徒

- PTA活動に参加中の事故によるけが・急性の疾病(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)
- 学校での事故によるけが・急性の疾病のうち障害が残るもの・死亡に至ったもの、交通事故、歯科補てつ保険外治療等が必要なもの



安互コース 保護者 (PTA会員)

- PTA活動に参加中の事故によるけが・急性の疾病(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)
- 学校行事に参加中の事故によるけが・急性の疾病(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)

共済金の額 (死亡、後遺障害、負傷)

コース	事故種別	給付金額	
		学校教育外	学校管理下
P災コース	死亡	学校教育外	3,000万円
		学校管理下	1,500万円
		交通事故	500万円
		特別	最高600万円
P災コース	後遺障害 (1~14級)	学校教育外	最高3,000万円
		学校管理下	最高1,500万円
		交通事故	最高500万円
		特別	最高100万円
P災コース	負傷	学校教育外	最高100万円
		交通事故	3万円・5万円
		歯科特別	規定額
		特別	規定額
安互コース	死亡	活動中	500万円
		交通事故	100万円
		特別	最高300万円
		特別	最高300万円
安互コース	後遺障害 (1~14級)	活動中	最高500万円
		交通事故	最高100万円
		特別	最高100万円
		特別	最高100万円
安互コース	負傷	活動中	最高30万円
		交通事故	3万円・5万円
		特別	規定額
		特別	規定額

こんな時、
安心です!



◀給付について
「たとえば
こんなときに…」



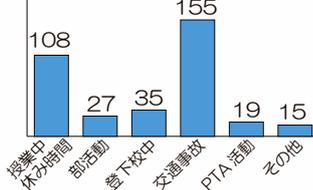
事故によるけがなどにあったとき
助けとなるのがPTA共済です

令和6年度の事故報告

- P災コースで報告される事故の多くは学校管理下(授業中・休み時間・部活動・登下校中)に発生したものです。

学校管理下での負傷は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となりますが、熊本県PTA共済では「歯牙負傷で歯科補てつ保険外治療等が必要になるもの」を給付の対象としています。学校管理下での歯牙の負傷もなかなか減りません。給付実績を見ると負傷共済金の多くが歯牙の負傷に関わるものになっています。

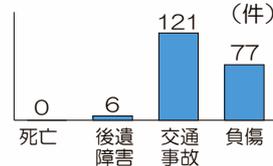
P災コース・事故の発生状況 (件)



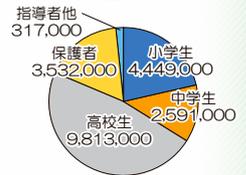
令和6年度の共済給付

- P災コースで計204件に対して 17,129,000円
- 安互コースで計53件に対して 3,573,000円が給付されました。(令和7年3月31日現在)

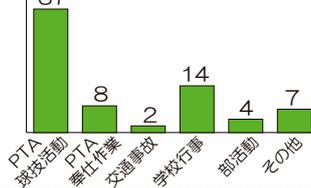
P災コース・給付件数 (件)



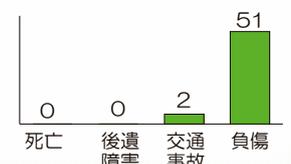
令和6年度
共済金給付の内訳
単位: 円



安互コース・事故の発生状況 (件)



安互コース・給付件数 (件)



安互コースは、小さなけがであっても負傷共済金は給付され、申請に必要な文書料なども財団が負担しますので、PTA活動・学校行事で発生した事故については、早期に医療機関を受診し、積極的にご報告ください。

共済金給付の事例

P災コース 児童・生徒

- ▶登校中の児童が転んで、地面にぶつかり歯が折れ補てつ保険外治療が必要になった。(歯科)
- ▶自転車登校中に、左折車と衝突してけがをした。(交通)
- ▶集団登校中に、ワゴン車が突っ込んで児童が死亡した。(交通)
- ▶部活動練習中に、金網の端が生徒の目に刺さり障害が残った。(障害)
- ▶部活動練習で、ランニング中、生徒が心停止になり死亡した。(特別)
- ▶体操の練習中に転落して、生徒が頸髄損傷になり障害が残った。(障害)
- ▶昼休みに歓談していた生徒が、突然死した。(特別)
- ▶掃除時間に、ほうきが歯にあたって、歯が折れ補てつ保険外治療が必要になった。(歯科)
- ▶修学旅行中に、生徒が交通事故に遭った。(交通)
- ▶下校中の児童が、踏切内の列車事故で死亡した。(交通)
- ▶PTA美化作業中、児童が熱中症になった。(負傷)



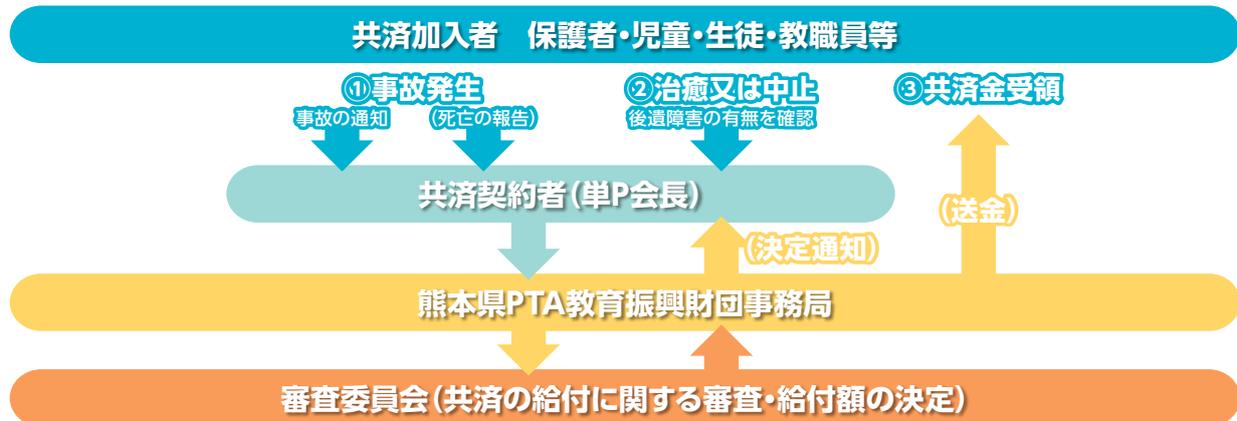
安互コース 保護者(PTA会員)



- ▶入学式のため登校中の保護者が、歩道で転倒して足をけがした。
- ▶運動会の地区対抗リレーで保護者が転倒しアキレス腱断裂した。
- ▶運動会の後片付け中に、保護者がテントの部品で指を挟んで、けがをした。
- ▶町PTAの対抗ミニバレー大会で、保護者がけがをした。
- ▶授業参観のため登校中であった保護者が交通事故に遭った。(交通)
- ▶PTAバザーの調理中に、保護者が包丁で指を切った。
- ▶PTA会長が、郡Pのバレーボール大会参加中にけがをした。
- ▶PTA廃品回収活動中に保護者がバックした車に足をひかれた。
- ▶部活動の練習試合で、生徒の送迎中に追突事故に遭った。



災害発生から給付までの流れ



お問い合わせ

熊本県PTA共済に関するご質問等は…
 一般財団法人 熊本県PTA教育振興財団事務局まで
フリーダイヤル:096-223-7119
 (電話受付時間 9:00~17:00(月~金))

各種お手続き

学校のPTA共済担当者へ
 ご連絡ください

熊本県PTA共済

検索



ホームページ

※1 診断書は当共済の様式にてご提出ください。 ※2 事故報告は30日以内をお願いします。
 ※3 事故発生から2年を経過した後の事故報告は給付が受けられなくなります。